

令和 8 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官に
差し支えがあるときの代理順序、開廷日割及び使用法廷、司法
行政事務の代理順序等の定め

令和 8 年 1 月 1 日施行
令和 8 年 2 月 2 日施行
令和 8 年 3 月 1 8 日施行
令和 8 年 3 月 2 2 日施行
令和 8 年 3 月 2 5 日施行
令和 8 年 3 月 2 7 日施行
令和 8 年 4 月 1 日施行

第1 裁判官の配置

1 本庁

民事第1部	裁判長	判事	新谷晋司
		判事	山本万起子
		判事	加藤員祥
		判事	鈴木基之
		判事	小津亮太
民事第2部	裁判長	判事	吉田尚弘
		判事	飯野里朗
		判事	伏見英
		判事	小林佳那子
民事第3部	裁判長	判事	片田信宏
		判事	加藤靖
		判事	井原史子
		判事	久田淳一
民事第4部	裁判長	判事	原克也
		判事	松井洋
		判事	日比野幹
		判事	宮崎文康
刑事第1部	裁判長	判事	佐々木一夫
		判事	水野将徳
		判事	大村泰平
		判事	石井寛
		判事	松田克之
刑事第2部	裁判長	判事	中山大行

		判 事	細 野 高 広
		判 事	西 前 征 志
		判 事	山 田 順 子
特 別 部	裁判長	長 官	手 嶋 あさみ
		判 事	片 田 信 宏
		判 事	吉 田 尚 弘
		判 事	中 山 大 行
		判 事	佐々木 一 夫
		判 事	山 本 万起子
		判 事	細 野 高 広
		判 事	市 原 志 都

2 金沢支部

第1部（民事）	裁判長	判 事	大 野 和 明
		判 事	増 田 啓 祐
		判 事	山 田 兼 司
		判 事	釜 村 健 太
		判 事	藤 原 靖 士
第2部（刑事）	裁判長	判 事	増 田 啓 祐
		判 事	山 田 兼 司
		判 事	釜 村 健 太
		判 事	藤 原 靖 士

第2 裁判事務の分配

1 本庁と金沢支部

- (1) 本庁は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、金沢支部が取り扱う事件を除くその余の事件を取り扱う。

- (2) 金沢支部は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、福井、金沢及び富山の地方裁判所及び家庭裁判所の管轄区域に属する事件（裁判所法16条3号、4号の事件、裁判官分限法3条1項の事件及び差し戻された事件を除く。）を取り扱う。

2 本庁

(1) 民事及び行政に関する事件の分配

ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

イ 控訴事件は、

(ア) 一般民事控訴事件

(イ) 労働関係民事控訴事件

(ウ) 行政控訴事件

の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(ア) 選挙に関する訴訟事件

(イ) その他の行政訴訟事件

(ウ) 人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案

審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限り、両事件を同一の部に分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）及び親権行使者の指定審判事件のうち緊急に処理する必要があることが記録上明らかなものに対するもの（以下「親権行使者の指定抗告事件（要緊急処理）」という。）を除く。）

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 親権行使者の指定抗告事件（要緊急処理）

(エ) 行政抗告事件

(オ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法２７４条３項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条４項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、事件記録の重量が５キログラム未満のものと５キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分

配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(2) 刑事に関する事件（心神喪失者等医療観察及び少年保護に関する事件を含む。以下同じ。）の分配

ア 控訴事件は、別に定めるものを除き、事件記録の重量が10キログラム未満のもの、10キログラム以上25キログラム未満のもの、25キログラム以上50キログラム未満のもの及び50キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言い渡した事件に対する控訴事件は、当該差戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

イ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により裁判員の関与した事件に対する控訴事件は、事件記録の重量が10キログラム未満のもの、10キログラム以上25キログラム未満のもの、25キログラム以上50キログラム未満のもの及び50キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言い渡した裁判員の関与した事件に対する控訴事件は、当該差

戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

ウ 刑事訴訟法 419 条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

なお、1 月 1 日から同月 4 日まで、4 月 29 日から 5 月 4 日まで、7 月 21 日から 8 月 10 日まで、及び 12 月 29 日から同月 31 日までに受け付けた事件は刑事第 2 部に、5 月 5 日から同月 10 日まで、及び 8 月 11 日から同月 31 日までに受け付けた事件は刑事第 1 部に分配する。

エ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律に係る抗告事件（民事訴訟手続に移行後の同手続に関するものを除く。）は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

オ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 64 条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

カ 少年法 32 条の抗告事件及び抗告受理申立事件は、その種別ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、同一少年に係る抗告事件と抗告受理申立事件が係属した場合には、先に受理した事件の分配を受けた部に後に係属することとなった事件を分配する。

なお、7 月 14 日から 8 月 3 日までに受け付けた事件は刑事第 2 部に、8 月 4 日から同月 24 日までに受け付けた事件は刑事第 1 部に分配する。

キ 刑事訴訟法 428 条 2 項の異議申立事件は、原裁判をした部以外の刑事部に分配する。

なお、4 の（1）の定めにより、金沢支部から回付された事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

ク 再審事件は、原裁判をした部に分配する。

ケ 差戻事件は、原裁判をした部以外の刑事部に分配する。

コ 刑事部の裁判官又は書記官に関する忌避及び回避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部以外の刑事部に分配する。

サ 刑事に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配し、当該法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部以外の刑事部に分配する。

なお、1月1日から同月4日まで、4月29日から5月4日まで、7月21日から8月10日まで、及び12月29日から同月31日までに受け付けた事件は刑事第2部に、5月5日から同月10日まで、及び8月11日から同月31日までに受け付けた事件は刑事第1部に分配する。

シ 刑事訴訟法第二編第三章第五節又は第七編第一章で定める拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者、罰金の実刑の裁判の告知を受けた被告人又は罰金の実刑の裁判が確定した者に対する出国禁止命令に関する事件、一時出国の許可の請求に関する事件、出国制限違反による勾留、保釈取消し、勾留執行停止の取消しに関する事件及び拘置に関する事件並びにこれらの事件に付随する処分に関する事件は、刑事部及び民事部に所属する裁判官の協議により定めるところに従って取り扱う。

ス その他の事件については、本案事件に関連するものは、本案事件の係属し、又は終局した部に分配し、それ以外のものは、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

(3) 裁判所法16条4号の事件及び裁判官分限法3条1項の事件は、特別部において取り扱う。

- (4) 事件の分配を受けるべき部の裁判官に除斥原因があるため、合議体を構成することができないとき（民事訴訟法 325 条 4 項により当該事件の裁判に関与することのできない裁判官がいるため、合議体を構成することができないときを含む。）は、当該事件は、その妨げのない次順位の部に分配する。この場合においては、後者が直近に受けるべき同一の種別、区分に属する事件を前者に分配する。
- (5) 事件が部に分配された後に、当該部の裁判官に除斥原因が生じ、又は除斥事由のあることが判明したため、合議体を構成することができない場合（民事訴訟法 325 条 4 項により当該事件の裁判に関与することのできない裁判官がいることが判明したため、合議体を構成することができない場合を含む。）において、当該部において当該事件を処理することが相当でないと認めるときは、民事又は刑事各部間の協議により、当該事件を他の部に分配替えすることができる。この場合においては、（4）の後段を準用する。
- (6) 部を異にして分配された数個の事件が相互に関連するため、当該事件を併せて審理することが相当であると認めるときは、関係部間の協議により、当該事件を一の部に分配替えすることができる。この場合においては、（4）の後段を準用する。
- (7) 各部の前年度未済事件は、当該部において引き続き取り扱う。
- (8) 新受事件は、前年度に引き続き分配し、年度更新をしない。

3 金沢支部

- (1) 民事及び行政に関する事件は、第 1 部に分配する。
- (2) 家事事件手続法 274 条 3 項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件については、第 1 部の一人の裁判官を同条 4 項の裁判官とする。

- (3) 刑事に関する事件は、第2部に分配する。
- (4) 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件については、民事及び行政に関する事件について生じたものは第1部に、刑事に関する事件について生じたものは第2部に分配する。
- (5) 高等裁判所の決定に対する異議申立事件は、当該決定をした部以外の部に分配する。
- (6) 除斥、忌避及び回避の申立事件については、第1部の裁判官又は書記官に関するものは第2部に、第2部の裁判官又は書記官に関するものは第1部に分配する。

4 その他

- (1) 金沢支部において事件の分配を受けた部が合議体を構成することができないときは、長官は、当該事件を本庁に回付することができる。
- (2) 1から3までの定めにより本庁と金沢支部の各部に分配された事件を当該部において取り扱うことが相当でないと認めるときは、長官は、当該事件を回付し、又は他の部に分配替えすることができる。本庁各部相互間において事件の分配替えをした場合においては、2の(4)の後段を準用する。

第3 裁判官に差し支えがあるときの代理順序

1 本庁

- (1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が第1の1に掲げる順序により代理する。ただし、特別の理由があるときは、長官が指名する裁判官が代理する。
- (2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときの代理順序は、次のとおりとし、代理する部において代理する裁判官（裁判長を除く。）を定める。ただし、特別

な理由があるときは、長官が指名する裁判官が代理する。

差し支えがある部	代理順序 1	代理順序 2	代理順序 3	代理順序 4	代理順序 5
民事第 1 部	民事第 2 部	民事第 4 部	民事第 3 部	刑事第 1 部	刑事第 2 部
民事第 2 部	民事第 1 部	民事第 3 部	民事第 4 部	刑事第 2 部	刑事第 1 部
民事第 3 部	民事第 4 部	民事第 2 部	民事第 1 部	刑事第 1 部	刑事第 2 部
民事第 4 部	民事第 3 部	民事第 1 部	民事第 2 部	刑事第 2 部	刑事第 1 部
刑事第 1 部	刑事第 2 部	民事第 1 部	民事第 3 部	民事第 4 部	民事第 2 部
刑事第 2 部	刑事第 1 部	民事第 2 部	民事第 4 部	民事第 3 部	民事第 1 部

(3) 一の部に属する裁判官全員に差し支えがあるときの代理順序は、次のとおりとする。ただし、代理する部において差し支えがあるとき及び特別な理由があるときは、長官が指定する部において代理する。

差し支えがある部	代理する部
民事第 1 部	民事第 2 部
民事第 2 部	民事第 1 部
民事第 3 部	民事第 4 部
民事第 4 部	民事第 3 部
刑事第 1 部	刑事第 2 部
刑事第 2 部	刑事第 1 部

(4) 自然災害発生時等の緊急時においては、(1) から (3) の定めにかかわらず、長官が指名する裁判官が代理することができる。

2 金沢支部

- (1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部に属する他の裁判官又は他の部の裁判長のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。
- (2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときは、他の部に属する裁判官のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。
- (3) 裁判長又は裁判官に差し支えがあり、(1) 及び (2) の定めによることができない特別の事情があるときは、長官が指名する本庁又は支部の裁判官が代理する。

第4 開廷日割及び使用法廷

1 本庁

- (1) 民事及び刑事各部の開廷日割及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、随時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割	使 用 法 廷
民事第1部	月、水、金	1001号法廷、1006号法廷
民事第2部	月、火、木	1001号法廷、1006号法廷
民事第3部	月、火、木	1004号法廷、1005号法廷
民事第4部	月、水、金	1004号法廷、1005号法廷
刑事第1部	火、木、金(第2、4) 金(第1、3、5)	1002号法廷 1003号法廷
刑事第2部	月、水、金(第1、3、5) 金(第2、4)	1002号法廷 1003号法廷

- (2) 特別部は、随時、適宜の法廷において開廷する。

2 金沢支部

各部の開廷日割及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、随時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割	使用法廷
第1部（民事）	月、水、金（午後） 月、火、水、木、金	201号法廷 304号法廷
第2部（刑事）	火、木、金（午前）	201号法廷

第5 司法行政事務の代理順序

1 長官に差し支えがあるときの代理順序

第1順位 判 事 片 田 信 宏

第2順位 判 事 中 山 大 行

2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序

第1順位 判 事 増 田 啓 祐

第2順位 判 事 山 田 兼 司

3 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、当該部の他の裁判官が第1に掲げる順序により代理する。

第6 各種委員及び係裁判官

1 常置委員

常置委員会規程2条1項1、2号の委員

委員長 長 官 手 嶋 あさみ

判 事 片 田 信 宏

判 事 吉 田 尚 弘

判 事 新 谷 晋 司

判 事 原 克 也

判 事 中 山 大 行

判 事 佐々木 一 夫

常置委員会規程2条1項3号の委員

判 事 松 井 洋

判 事 松 田 克 之

常置委員会規程 2 条 1 項 4 号の委員

支部長 大 野 和 明

2 判例委員会

委 員 長 官 手 嶋 あさみ

同 判 事 大 野 和 明 (金沢支部)

同 判 事 片 田 信 宏

同 判 事 吉 田 尚 弘

同 判 事 新 谷 晋 司

同 判 事 原 克 也

同 判 事 中 山 大 行

同 判 事 佐々木 一 夫

同 判 事 山 本 万起子

幹 事 判 事 水 野 将 徳

同 判 事 市 原 志 都 (事務局長)

同 判 事 小 津 亮 太

3 広報委員会

委員長 判 事 市 原 志 都 (事務局長)

委 員 判 事 山 本 万起子

同 判 事 松 田 克 之

同 判 事 藤 原 靖 士 (金沢支部)

4 資料事務指導係裁判官

判 事 加 藤 員 祥

判 事 大 村 泰 平

判 事 市 原 志 都 (事務局長)

5 研修指導係裁判官

判 事 加 藤 員 祥